

5-3 第2種許可地域

屋上広告物、壁面広告物
突出広告物、広告板・広告塔
塀面広告物

第2種許可地域の範囲 ▼参照「地域の区分」5ページ

第2種許可地域は、商業系または工業系市街地で、産業活動と良好な景観形成との調和をめざす場所です。

商都高崎のイメージ、各企業のイメージ双方が高まるような広告物の表示により、都市の集客力へとつなげることが理想です。



自家広告物の適用除外の基準 (許可不要)

許可地域では、表示面積の合計が **15㎡** までは、許可を受けずに表示できます。

ただし、①**許可共通基準** (形状、大きさ、意匠などが周囲の景観に調和) ▼参照3ページ

②**広告種別ごとの許可個別基準** (高さ、表示方法など) ▼参照12~16ページ

以上の基準に**適合**していなければ表示できません。

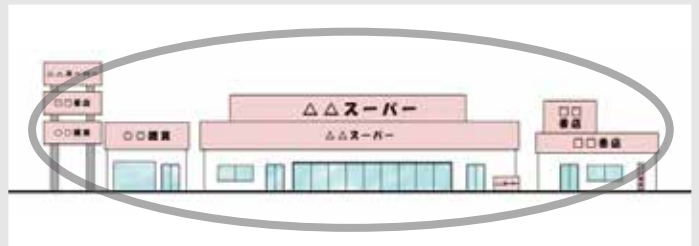
5-3 第2種許可
地域基準

① 広告物の総表示面積の基準

敷地内に表示できる広告物の総表示面積は上限があります。

区分		総表示面積
商業施設等 (延床面積)	一般施設の場合	200㎡以下
	2千㎡未満	200㎡以下
	2~5千㎡未満	250㎡以下
	5~10千㎡未満	350㎡以下
	10~15千㎡未満	450㎡以下
	15千㎡以上	600㎡以下

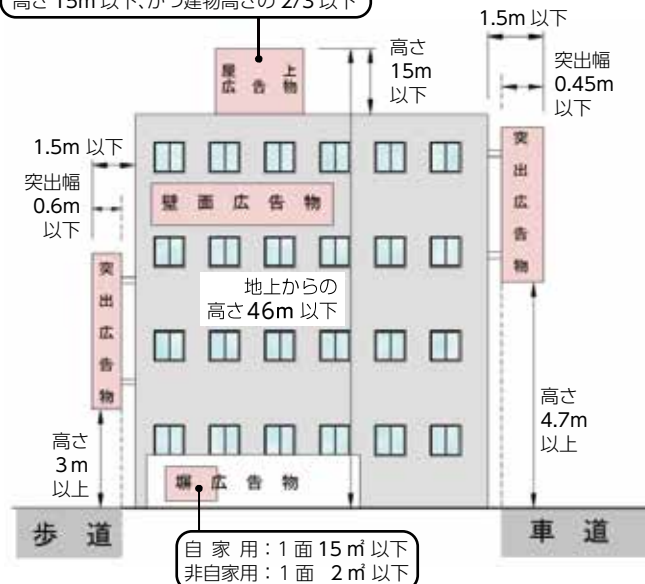
※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない



② 広告物の種類ごとの許可個別基準

3年

自家用：1面50㎡以下
非自家用：1面40㎡以下
高さ15m以下、かつ建物高さの2/3以下



【屋上広告物】

- 表示面積：(自家用) 1面50㎡以下
(非自家用) 1面40㎡以下
- 高さ：15m以下
かつ建築物の高さの2/3以下
地上から広告物の高さは46m以下
- 表示方法：建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

【壁面広告物】

- 表示面積：
(自家用) 1面50㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/2以下
(非自家用) 1面40㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/2以下
- 表示方法：2階以上にある窓など開口部にかからないこと

【突出広告物】

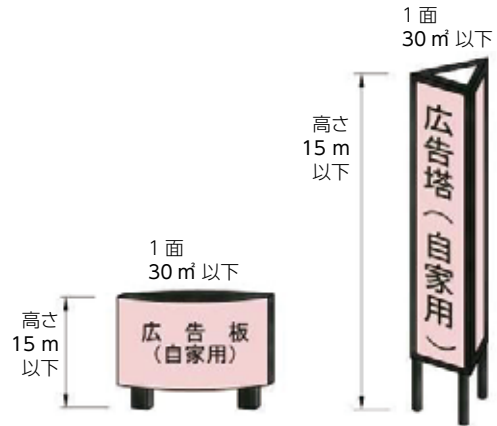
- 突出幅：壁面から 1.5 m 以下、かつ道路境界線から歩道上は 0.6 m 以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）は 0.45 m 以下
- 下端の高さ：（歩道上） 3 m 以上
（車道上） 4.7 m 以上
- 表示方法：広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと
- その他：道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要

【塀広告物】

- 表示方法：塀の外郭線から突出しないこと
塀にじか付け又はじか書きとすること
非自家用は交差点からの距離は 5 m 以上であること
- 表示面積：（自家用） 1面 15㎡ 以下
（非自家用） 1面 2㎡ 以下

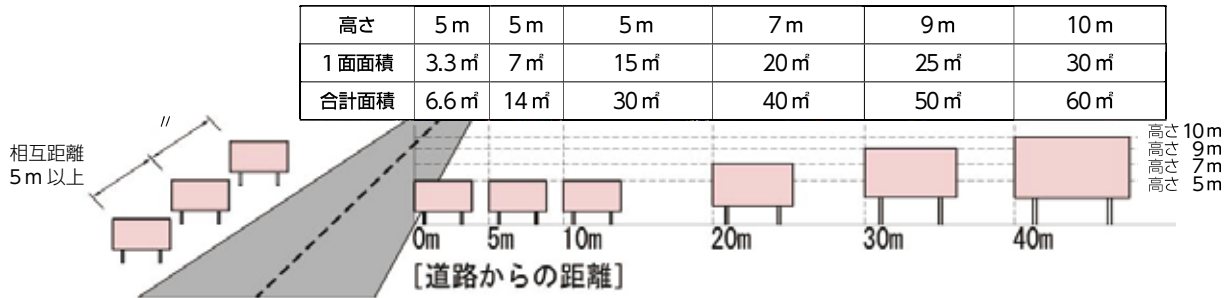
【広告板・広告塔（自家用）】

- 表示面積：1面 30㎡ 以下
（共同表示の場合は1面 40㎡ 以下）
- 高さ：15 m 以下



【広告板・広告塔（非自家用）……いわゆる野立て広告物等】

- 表示方法：交差点等の外縁から 5 m 以上離れていること
広告物の相互間の距離が 5 m 以上であること
形状は原則く形とする



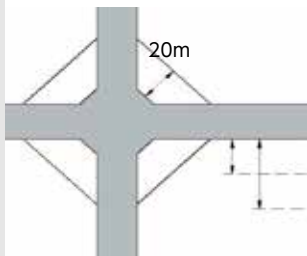
【電光掲示板等（自家用、非自家用）】

- 交差点から 20 m 以上離す
ただし①の場合、表示面積 1㎡ 以下のものを除く

● 電光掲示板は、以下の基準のほか、該当する広告物の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

- 高さ：13 m 以下

- 表示方法：空地に建植する場合は、相互間距離を 5 m 以上



● 表示面積 道路からの 後退距離	① 建築物及び建築物敷地を利用するもの	② 空地に建植するもの
	5 m 未満	1面 3㎡、かつ、合計 6㎡ 以下
5～10 m 未満	1面 6㎡、かつ、合計 12㎡ 以下	1面 6㎡、かつ、合計 12㎡ 以下
10 m 以上	1面 12㎡、かつ、合計 24㎡ 以下	1面 12㎡、かつ、合計 24㎡ 以下

③ 突出広告物の場合：上記にかかわらず、3㎡ 以下、かつ、合計 6㎡ 以下

【その他の広告物の個別基準】（基準は 14～16 ページを参照）

案内誘導広告物、案内図板、置き板、鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔、工事用仮囲いを利用して表示するもの、電柱広告物、街灯柱利用広告物、バス停利用広告物、車体利用広告物、広告幕（懸垂幕・横断幕）、アドバルーン、簡易広告物（はり紙・はり札・広告旗・立看板）